

# 【記入例】

計画は裏面の「6 犬猫等健康安全計画の記載」を参考に、それぞれの項目について実行可能な内容を具体的に記入してください。

様式第1別記2

令和〇〇年〇〇月〇〇日

## 犬猫等健康安全計画

氏名 熊本 太郎  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住所 〒861-8045 熊本市東区小山2丁目11-1

電話番号 096-380-2153

犬猫等の繁殖を行うかどうか  繁殖を行う  繁殖を行わない

項目	計画の内容
1 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備	<p>①事業者における幼齢の犬猫等の管理体制 幼齢の犬猫等の管理について担当する職員がおり、その健康状態について毎日3回確認を行う。 犬は生後28日から70日の間に5種以上の混合ワクチン、生後90日から120日の間に狂犬病予防注射を行う。猫は生後56日から91日の間に3種以上の混合ワクチンを接種し、感染症からの予防体制を構築する。 販売までの間又は90日から120日間のいずれか早い時期にマイクロチップを装着し、指定登録機関にマイクロチップ情報を登録する。購入者へは、変更登録について説明し、変更登録をさせる。</p> <p>②獣医師等との連携 毎日健康状態のチェックを行い、健康状態に異常がある個体についてはかかりつけ獣医師(〇〇動物病院)の診察を受けさせる。1年以上継続して飼養する犬猫には年1回以上健康診断を受けさせ、診断書を5年間保存する。</p>
2 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い	<p>①譲渡先・飼養施設等の確保 従業員の中で飼養希望者を募る。 従業員の中で飼養希望者がいない場合は、ホームページやフリーペーパーなどで一般の飼養希望者を募り、適正飼養できそうな人に無料で譲り渡すことで犬猫が終生飼養できる環境を確保する。 愛護団体(〇〇)と協力し、譲渡先を探す。</p> <p>②需給調整等 系列店舗(近隣〇〇ペットショップ)と連携する。 売れ残った犬猫が出た場合には、仕入れ数(繁殖数)を調整する。</p>
3 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示方法	<p>①飼養・保管方法 1日2回以上清掃を行い、週3回以上消毒を行う。 幼齢の犬猫は、生後56日を過ぎるまで親兄弟と一緒に個別のケージに收容し、感染症の蔓延を防ぐ。 分離型ケージ等で飼養する場合は、1日3時間以上運動スペースで十分な運動をさせる。 年1回以上獣医師による健康診断を受けさせる。</p> <p>②繁殖方法 繁殖に供する期間は犬猫ともに6歳まで、生涯出産回数は犬で6回まで、猫で10回までとする。 帝王切開は獣医師に行わせ、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受ける。 犬猫の繁殖については、繁殖の適否に関する診断の結果及び帝王切開後の診断その他診断結果に従うとともに、繁殖に適さない犬猫は繁殖をさせない。 遺伝性疾患等の問題を生じさせる可能性の高い組合せによる繁殖は行わない。 幼齢個体については、出生から一定期間経過後に獣医師の診察を受けさせる。</p> <p>③展示方法 夜8時～朝8時までの展示は行わない。6時間以上連続した展示を行わず、展示時間の合間に1時間程度休憩させる。展示を行わない時間は、顧客から見えない場所へ移動させ、十分な休憩時間を確保しストレスを軽減できる体制を整える。 毎日健康状態を確認し、異常が認められた場合には展示を行わない。 顧客に対し、ケージ等をたたかない、大きな声を出さない等の注意喚起を行う。</p>

備考 この書類の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 6 犬猫等健康安全計画の記載

以下の例を参考に実行可能な内容を具体的に記載してください。

※例示以外にも積極的にを行う予定の事項があれば、併せて記載してください。

※動物病院名や協力関係にある愛護団体名、ペットショップ名については、具体的な名称を記載してください。

※「幼齢の犬猫等」には、幼齢の犬猫の他、繁殖の用に供する目的で使用する犬猫も含まれます。

### (1) 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備

#### ① 事業者における幼齢の犬猫の管理体制

- 幼齢の犬猫等の管理について担当する職員がおり、その健康状態について毎日〇回確認を行う。
- 健康状態を記録するための個体ごとの台帳（データベース）を用意し、管理担当で共有する。
- 生後〇日から〇日の間に〇種以上の混合ワクチンを接種し、感染症からの予防体制を構築する。
- 犬は生後90日から120日の間に狂犬病予防注射を行う。
- 生後90日から120日の間又は販売までのいずれか早い時期にマイクロチップを装着し、指定登録機関にマイクロチップ情報を登録する。購入者へは変更登録について説明し、変更登録をさせる。

※具体的な管理状況について、数値をもって記載するようにしてください。

#### ② 獣医師等との連携

- 〇〇動物病院を、かかりつけの獣医師としている。（〇〇動物病院と、診療契約を締結している。）
- 専属の獣医師を雇用（契約）しており、当該獣医師が週〇回診察・健康診断を行う。
- 1年以上継続して飼養する犬猫には年1回以上健康診断を受けさせ、診断書を5年間保存する。

※契約関係を示す書類の添付を義務付けるものではありません。

### (2) 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い

#### ① 譲渡先・飼養施設等の確保

- 専用の飼養スペースを設けている。
- 従業員及びその関係者等の譲渡先を確保している。
- （系列店舗、近隣のペットショップと協力して）別に譲渡会を開催する。
- 愛護団体（〇〇）と協力して譲渡先を探す。

#### ② 需給調整等

- 系列店舗と連携する
- 近隣〇〇ペットショップと連携する。
- 売れ残った犬猫が出た場合には、仕入れ数（繁殖数）を調整する。

※協力関係について、それを証明する書類までを求めるものではありません。

### (3) 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖、展示方法

#### ① 飼養・保管方法

- 生後56日（56日以上は任意）までの間は親兄弟等と飼養し、離乳等を終えた動物を販売に供する。
- 疾病に罹患した場合には、個体毎に隔離し、獣医師の診察を受ける。
- 1日1回以上清掃、週〇回以上消毒を行う。
- 1日3時間以上運動スペースに出し、自由に運動できる状態に置く。

#### ② 繁殖方法

- 繁殖に供する期間は6歳までとし、繁殖の適否に関する診断の結果及び帝王切開後の診断その他診断結果に従うとともに、繁殖に適さない犬猫は繁殖をさせない。
- 遺伝性疾患等の問題を生じさせる可能性の高い組合せによる繁殖は行わない。
- 帝王切開は獣医師に行わせ、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受ける。
- 幼齢個体については、出生から一定期間経過後に獣医師の診察を受けさせる。

#### ③ 展示方法

- 夜8時～朝8時まで（これより長い時間設定は任意）の展示は行わない。
- 6時間以上連続した展示は行わず、展示時間の合間に〇時間程度休憩させる。
- 展示を行わない時間は、顧客から見えない場所に移動させ、十分な休憩時間を確保し、ストレスを軽減できる体制を整える。
- 毎日健康状態を確認し、異常が認められた場合には展示を行わない。
- 顧客に対し、ケージ等をたたかない、大きな声を出さない等の注意喚起を行う。

※②、③については、繁殖を行う場合、展示を行う場合に限り記載してください。